

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条例名		神奈川県土地利用調整条例			
条例番号		平成8年神奈川県条例第10号	法規集	第12編第1章	
所管室課		政策局政策部土地水資源対策課			
条例の概要		限られた資源である県土を適正に保全し、計画的な利用を確保することにより、県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資するため、開発行為等の計画に対する総合的な調整を行うための協議の手続など、必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	市街化調整区域等における土地利用に当たっては、自然環境との調和や保全を図りながら、総合的かつ計画的に行っていく必要がある、その総合的な調整の仕組みとして知事との協議等を定めているものであるため、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	大規模開発行為に関して、関係許認可に先立ち、あらかじめ総合的な調整を行うことにより、県土の計画的な利用を図ることができるため、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例は、開発計画に対する総合的な調整を行うために必要最低限の手続を定めたものであり、効率的な内容である。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や安全性の確保を図りつつ、総合的かつ計画的な県土利用を図ることを基本理念とする「土地利用基本計画」に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	本条例は、土地基本法及び国土利用計画法の理念を踏まえ、計画的な県土利用を図るために必要な調整手続を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				